

議案第 1 1 4 号

飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

## 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例(平成16年飛驒市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

## (第1条) 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

## (第2条) 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

## 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

### 2 改正の内容

（第1条及び第2条）

人事院勧告に基づく職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、飛驒市常勤の特別職職員の期末手当の支給割合について年間0.05月分引下げるもの。令和3年度以降においては、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分。

（第5条関係）

区分	6月期	12月期	年間
現 行	2.225月	2.225月	4.45月
改正後 （第1条）	2.225月	<u>2.175月</u>	<u>4.40月</u>
改正後 （第2条）	<u>2.200月</u>	<u>2.200月</u>	4.40月

### 3 施行日 （第1条）公布の日

（第2条）令和3年4月1日